

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	平成 25 年度 第 1 回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（北牧野保育所）
開 催 日 時	平成 25 年 9 月 9 日（月）18 時 30 分から 21 時 30 分まで
開 催 場 所	別館 4 階 特別会議室
出 席 者	安藤委員・富岡委員・今西委員・榊村委員・小林委員・平野委員 ・島野委員
欠 席 者	なし
案 件 名	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について ・運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市立北牧野保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定に ついて（諮問）写し 資料 2 次 第 資料 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 資料 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料 5 枚方市附属機関条例（枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定 審査会） 資料 6 北牧野保育所の民営化方針について 資料 7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料 8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションに ついて（案）（関係書類一式） 資料 9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案） 資料 10 選考審査の手順について（案） 資料 11 今後のスケジュール（案） 資料 12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料 13 枚方市情報公開条例 資料 13-2 枚方市情報公開条例 第 6 条 補足資料
決 定 事 項	・会議録の表記方法及び第 2 回以降の会議を非公開とすることを確認した。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について検討した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	案件 1 は公開。 案件 2 は公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定 の中立性が著しく阻害されると認められる情報であるため非公開。
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表

傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	子ども青少年部 子育て支援室

## 審 議 内 容

### 【事務局】

ただいまから、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」を開会いたします。本日は、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、深く感謝申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子育て支援室長の金沢でございます。本日の出席委員は7名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、審査会の会議内容の正確性を期するため、補助的に会議を録音させていただいております。それでは、お手元の次第に従いまして、審査会を進めさせていただきます。まず、奥野副市長よりご挨拶申し上げます。

### 【副市長】

副市長の奥野でございます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただき、ありがとうございます。本市では、平成16年度の宇山保育所から本年4月までに、3か所の公立保育所の民営化を実施いたしました。民営化により削減した経費を、喫緊の課題であります待機児童対策や、地域子育て支援の充実など、保育・子育て施策に活用しています。現在、厳しい財政状況の中で、さらに、保育・子育て支援サービスの充実を図るため、公立保育所民営化計画（中期計画）を策定し、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所の民営化を進めているところです。公立保育所の民営化に係る法人選定では、毎回、本日の様な審査会を設置いたしまして、昨年度は、宮之阪保育所民営化につきまして、委員の皆さまの熱心なご審議のうえ、運営法人の選考を行っていただき、現在、来年度の民営化に向け、滞りなく取り組みを進めております。本市の保育行政は、公立保育所・私立保育所が協調して、保育運営を行っていますが、北牧野保育所におきましても、子どもたちのことを第一とし、保育運営の引き継ぎができるよう、本日の案件でもあります募集要項をはじめ、今後、書類審査やプレゼンテーションなどによりご審議いただき、より良い運営法人を選考していただきたいと思っておりますので、よろしく願い申しあげます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

### 【事務局】

それでは、本審査会についてご説明をいたしますので、資料5の枚方市附属機関条例をご覧くださいませでしょうか。本条例の別表1市長の附属機関の中に、本審査会がございます。わかりやすいよう付箋をつけておりますので、その箇所をご覧くださいませでしょうか。表の中で、下から2行目に、本審査会の記載があり、左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に、規定しています。それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。

委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、京都文教短期大学教授の安藤 和彦委員でございます。

### 【委員】

安藤です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、大谷大学准教授の富岡 量秀委員でございます。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の今西 義行委員でございます。

**【委員】**

今西でございます。

**【事務局】**

次に、第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員といたしまして、北牧野保育所保護者会代表の梶村 智子委員でございます。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、北牧野保育所保護者会代表の小林 和代委員でございます。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第4号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員協議会 牧野・西牧野地区委員長の平野 榮和委員でございます。

**【委員】**

平野でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

第5号の市民団体を代表する委員といたしまして、枚方市コミュニティ連絡協議会副会長の島野 文男委員でございます。

**【委員】**

島野でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

本審査会は、以上の7名の委員で構成されております。各委員の皆様のお手元に市長からの委嘱状を配付させていただいておりますので、ご確認お願いいたします。任期でございますが、答申をいただくまでの間となっております。また、その間、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めておりますので、本審査会で知り得た情報につきましては、他に漏らすことのないようご注意をよろしく申し上げます。なお、本審査会の庶務については、枚方市子ども青少年子育て支援室で担当させていただきます。ここまでのご説明で、何かご質問はございませんでしょうか。それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。子ども青少年部長の水野でございます。

**【事務局】**

水野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

子ども青少年部次長の中村でございます。

**【事務局】**

中村でございます。よろしく申し上げます。

**【事務局】**

子育て支援室総務担当課長の富田でございます。

**【事務局】**

富田でございます。よろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

同じく子育て支援室公立担当課長の今園でございます。

**【事務局】**

今園でございます。よろしくをお願いいたします。

**【事務局】**

同じく子育て支援室入所・地域支援担当課長の横尾でございます。

**【事務局】**

傍聴人の確認で席を外しています。

**【事務局】**

続きまして、子育て支援室公立担当課長代理の宮澤でございます。

**【事務局】**

宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

この4月に民営化しました小倉保育所所長を務めておりました子育て支援室公立担当課長代理の西でございます。

**【事務局】**

西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

子育て支援室北牧野保育所所長の益田でございます。

**【事務局】**

益田でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

子育て支援室総務担当課長代理の中道でございます。

**【事務局】**

中道です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

子育て支援室総務担当主任の藤原でございます。

**【事務局】**

藤原でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

最後に司会しております、私、子ども青少年部次長兼子育て支援室長の金沢でございます。よろしくお願いいたします。それでは、次第5になります会長の選出に移らせていただきます。資料5「枚方市附属機関条例」をご覧くださいませでしょうか。第4条の規定によりまして、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。会長は、どなたにお願いいたしましょうか。

(事務局に一任します。)

**【事務局】**

事務局に一任というお声をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、「安藤委員」にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、安藤委員に会長をよろしくお願いいたします。以後の進行につきましては、条例第5条第1項に基づきまして、会長が会議の議長となりますので、安藤会長よろしくお願いいたします。それでは、安藤会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。次に、それでは、奥野副市長から安藤会長に対しまして、審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、安藤会長、その場でお立ち願います。

**【副市長】**

それでは、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会会長様、枚方市立北牧野保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について諮問。枚方市付属機関条例平成24年枚方市条例第35号第1条第2項の規定に基づき、平成24年12月に民営化方針が決定している枚方市立北牧野保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について貴審査会に諮問致します。よろしくお願いたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元の資料1として、その写しをお配りしておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。なお、大変恐縮ではございますが、奥野副市長は次の予定が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。ご了承よろしくお願いいたします。それでは、これからの審査会の進行ですが、安藤会長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ただ今、ご指名をいただきました京都文教短大の安藤と申します。今、副市長さんから諮問書を頂戴しましたけれども、その目的を達成するために皆さん方の力添えと活発な議論を頂戴いたしまして、当初の目的を達したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきまして、議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいりたいと思っておりますが、まず、附属機関条例第4条第4項にございます、会長が何らか事情があつて、その職務を行うことができなくなった場合に、あらかじめその職務

を代理する副会長についても規定されておりますので、会長が指名をすることになっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に富岡委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

それでは、ご異議がないようですので、副会長は富岡委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、会議を進めていく前に、お手元の資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、お手元の資料1 諮問書(写)でございます。続きまして、資料2といたしまして、本日の審査会の次第でございます。資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表でございます。資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿でございます。資料5といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。次に、資料6といたしまして、北牧野保育所の民営化について(北牧野保育所の民営化実施方針)でございます。次に、資料7といたしまして、枚方市立保育所(北牧野保育所)民営化に係る運営法人募集要項(案)でございます。資料8といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(関係書類一式)でございます。次に、資料9といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考基準(案)でございます。次に、資料10といたしまして、選考審査の手順について(案)でございます。次に、資料11といたしまして、今後のスケジュール(案)でございます。次に、資料12といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の解釈・運用基準でございます。次に、資料13といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。最後に、資料13の2といたしまして、枚方市情報公開条例 第6条補足資料でございます。資料が多くて申し訳ございません。資料の過不足等、ございませんでしょうか。

**【会長】**

それでは、会議を進めて参りたいと思いますが、まず、本会議につきまして、公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。それでは、公開・非公開について、事務局の説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、次に、資料12の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」をご覧くださいと思います。資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしておりますが、同条ただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしております。次に、資料13の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開きください。「枚方市情報公開条例」第



6条第1項におきまして、公開しないことができる情報を第1号から第8号まで列挙しております。本会議では、第3号の法人等に関する情報、第6号の意思形成過程情報、及び第7号の事務事業執行過程情報を取り扱います。資料13の2の補足資料をご覧くださいませでしょうか。第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められております。法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができるとされています。本会議で取り扱う情報としましては、特に、その下の解釈の4番の(4)の経理、人事等の内部管理に関する情報が入っております。また、第6号の意思形成過程情報につきましては、36ページ、表の大分類2、公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定がございます。本会議では、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当いたします。また、第7号の事務事業執行過程情報につきましても、39ページ、表の大分類1、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせると認められる情報などの規定がございます。こちらにつきましても、先ほどと同様、具体の法人選考基準を定める場合は、これらの事由に該当いたします。そのため、まず、本日の案件①につきましては、運営法人の募集要項についてご審議を行っていただくため、本日の選考会議の審議内容については、非公開とする事由に該当しないと考えております。次に、案件②の運営法人選定審査会選考基準と選考方法についてご審議いただく件につきましても、非公開とする事由に該当すると考えておりますので、非公開が適当と考えております。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたように、一般的には、行政の審議会や協議会などは情報公開を原則といたしますが、今この会議を進めていく上で、公平性その他の観点から非公開にしなければならない部分も出てくるということでもあります。今、お手元にご覧いただけます資料2ですが、資料2の8番目、案件が①と②になっております。①につきましては公開とし、②につきましては非公開とすると説明があったわけですが、これを妥当と私自身は考えますがいかがでございませしょうか。よろしいでございませしょうか。

(異議なし)

それでは、案件①を公開、案件②を非公開とすることで進めてまいりたいと思っております。次に、本会議の会議録について事務局から説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

再度、資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の6ページをご覧ください。会議録につきましては、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条で会議録の作成について定めております。審議会等の会議につきましては、第2項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第3項に審議会では発言内容等について記録することとされております。先ほど会議の公開・非公開についてご審議していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされておりますので、この会議

につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきます。なお、発言者の表記につきましては委員の皆様の活発な議論を、お願いしたく委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。会議録につきましても、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたように、会議録を作成することになります。各委員の発言は記録されますが、表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

それでは、ご了承いただいたということで事務局の報告どおり進めてまいりたいと思います。次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」資料一覧をご覧くださいでしょうか。その中で、本日の案件の資料にあたります「7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)」及び「8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」、「9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準(案)」、「10 選考審査の手順について(案)」、「11 今後のスケジュール(案)」につきましては、これからご審議していただきますので、法人募集を開始するまでの間、事前に決定前の情報が出ることににつきまして、公平性の観点から支障があると考えます。これまでも本会議に係る資料につきましては、会議終了後、事務局でお預かりしておりました。それ以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいても支障はございませんが、今後も会議は続いてまいりますので審議を円滑に行っていただけるよう、資料につきましては、事務局のほうで、お手元のバインダーに綴じさせていただきます。次回、会議開催まで事務局でお預かりさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**【会長】**

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料は全て、事務局で預かるということになります。よろしいでしょうか。

(「了承」)

**【委員】**

資料7から11以外は持ち帰ってもいいんですね。

**【事務局】**

はい、持ち帰っていただいても構いません。

**【会長】**

その件については、今ここで確認をしておきまして、会議が終わる段階でもう一度説明をしていただいて、残す資料、持って帰って良い資料というのをもう一度整理していただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認した

と思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

今後の会議の案件につきましては、法人選考にも大きく影響を及ぼす内容でございますので、意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明させていただきましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いしたいと思っております。また、答申をいただきました後に、会議録や資料を公開したいと考えておりますが、それまでの間は、委員名簿や各会議終了後に、審議内容の概要（進捗）につきまして、ホームページを通じて公表してはどうかと考えております。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ただ今、事務局から次回以降の会議について、非公開と資料の取扱いについて説明がありましたが、いかがでございましょうか。

（「了承」）

では、そのようなかたちで進めてまいりたいと思います。会議運営事項の確認はこれで終了いたしますが、本日の傍聴の方は、おられますでしょうか。

**【事務局】**

はい、本日の傍聴者は、1名おられますので、これから入場していただきたいと思います。

**【会長】**

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の別表に、担当事務について定めがあります。確認のために事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

資料5の枚方市附属機関条例をもう一度ご覧ください。こちらの付箋の部分になります。附属機関は、執行機関その他担当事務にかかる機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。とあります。付箋の部分。網かけの左から2番目のマスの中ですけれども、民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査。とあります。法人を選考するにあたりまして、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションなどを行い、選考の結果、一つの法人を、北牧野保育所の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただきます。なお、会議の時間につきましては、1回あたり概ね2～3時間程度と考えております。ただし、審議の状況によりましては、3時間を超える場合も考えられますので、その場合は調整をお願いすることになると思います。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本会議は市立北牧野保育所の民営化に際して、北牧野保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することが目的であります。このことを踏まえた上で、本日の案件に入っていきたいと思っております。次第8の案件①の審議に入りたいと思いますが、「運営法人募集要項（案）について」とありますが、このこ

とについて事務局の説明をお願いしたいと思います。なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで、説明をしていただきたいと思います。その都度、審議をしていくということで進めていきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「了承」)

それでは、区切りの良いところで区切っていただいて、審議を進めてまいりたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、資料6の北牧野保育所の民営化についてという資料をご覧ください。まず、一番目のところで基本的な考え方ということで、民営化にかかる方針になります。平成27年4月1日から、社会福祉法人に保育所運営を引き継ぎ、民営化後、30人の定員増を行って待機児童対策を進めていきます。あわせて、民営化により節減した経費を財源として、私立保育所の増改築等による定員増などの待機児童の解消や、休日保育の実施、一時預かりの拡大、地域子育て支援の充実など、多様な市民ニーズに対応していくことを目的としております。次に3の民営化の実施方法についてでございます。保育所用地は無償貸与、保育所建物は無償譲渡としまして、民営化後に運営法人が増改築を行い、30人の定員増を行います。なお、増改築に際しましては、仮設園舎での保育が必要となります。次に2ページをご覧ください。4. 民営化後の北牧野保育所の運営内容につきましては、(1) 現北牧野保育所の保育水準を確保した保育所運営を行い、保護者の多様な就労形態への対応や地域子育て支援事業の実施について、地域のニーズを踏まえて行っていただく考えです。次に5. 民営化を円滑に進めるための措置についてですが、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討する方針で進めてまいります。その上で(3) 補助制度としまして、今回の民営化につきましては、待機児童の解消と仮設園舎の設置を伴う増改築を運営法人に担っていただくことになることから、運営法人の負担軽減を図るため、市独自の補助金として法人負担分(国の補助基準額の4分の1)を助成する制度を適用しました。なお、スケジュールや仮設園舎予定地につきましては、この後の募集要項(案)の中で直近の内容でご説明したいと思います。それでは、お手元の資料7をご覧ください。この募集要項案につきましては、本市でこれまで実施してきました宇山保育所と蹉跎保育所、小倉保育所、宮之阪保育所の募集要項を基に、先ほど説明させていただきました、北牧野保育所の民営化方針の内容、これまでに北牧野保育所の保護者並びに地域コミュニティの方々との話し合いにていただいたご意見を踏まえた上で作成しております。なお、具体的な内容につきましては、今後、決定した法人との引き継ぎの際に行っていきます。それでは、募集要項(案)に沿って説明をさせていただきます。1は、移管する保育所の名称、所在地、定員等、2は、移管する時期をお示ししています。3の移管条件ですが、(1)の保育所用地につきましては、2,053㎡を契約により無償で貸し付けることとし、(2)の保育所建物等につきましては、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。(3)保育所整備につきましては、まず新たな保育所の整備としまして、本市における待機児童の解消を図るため、現在の敷地内にある既設保育所を撤去し現敷地内に新たに保育所を平成28年2月までに整備していただき、定員増と合わせて、今回保護者からの要

望にもありましたことや床暖房の設置など保育の向上に努めることとしております。次に②仮設保育所の整備につきましては、枚方市が指定する仮設保育所用地に法人が仮設保育所を整備していただきます。また、仮設保育所用地は、法人が、枚方市上下水道局から許可を受けて使用することとし、使用期間開始までに使用料を支払う事。また、仮設保育所用地の貸付期間は、平成27年2月1日から平成28年3月31日までとし、貸付期間終了までに現状に回復して返還していただきます。それでは、2ページに移ります。現在敷設されている水準点の移設や、仮設保育所の整備に際し変更する必要がある機械警備の移設等の作業を法人の負担で行っていただきます。また、参考資料としまして8、9、10ページをご覧ください。用地関係の資料を添付しております。それでは、2ページに移ります。③その他としまして、新たな保育所及び仮設保育所には、保護者や地域からのご意見を踏まえ、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場の整備をしていただきます。その整備が困難な場合は近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じていただきます。新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたりましては、児童の安全対策はもとより、騒音対策など必要な措置をしていただきます。次に、(4)の保育所整備のスケジュールにつきましては、平成26年度に基本実施設計の作成、平成27年度には仮設園舎へ移転、それから新たな保育所の整備の着手、新たな保育所の利用開始、これは平成28年の2月になります。仮設用地の返還が平成28年3月31日になります。平成28年度当初に4月1日に120人定員に変更して運営をしていただきます。(5)法律及び関係法令等の遵守についての規定です。(6)保育所整備に係る補助につきましては、仮設保育所の整備や撤去等の費用など法人への負担が大きいことから、枚方市が国の補助金に加え、追加の補助を行います。(7)工事に係る法人の負担についての規定です。(8)シックハウス対策については、建具も含めてしっかり対応していただきます。また、こちらは、これまで保護者からも要望のあった項目です。(9)保育所整備にあたりましては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応することとします。(10)協定書の締結内容は、本要項の内容と同じものとなります。資料7の3番まで、説明させていただきました。

**【会長】**

はい、資料7の1～3の移管条件までで、審議を進めていきたいと思えます。資料7の1～3まででご意見のある方ございましたら挙手をお願いします。

**【委員】**

ちょっといいですか。

**【会長】**

はい、どうぞ。

**【委員】**

3. 移管条件(3)保育所整備についての定員120名という数字なんですけれども、これは実際のニーズに合った数字と捉えてよろしいのでしょうか。

**【事務局】**

現在、枚方市におきましては、待機児童が年度当初に発生している状況が平成21年度から続いている状況でございます。そのため、定員増の取り組みを公立保育所の民営化であったり、私立保育所の増改築であったりということで定員増させていただいておりますけれども、その一環といたしまして、今回のこの北牧野保育所におきましても、これまでと同様のかたちで30人の定員増という取り組みを進めさせていただいているところです。

**【委員】**

それだけのニーズがあるということですね。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

今、何人くらいおられるのですか。

**【事務局】**

90人定員です。これまでに3園の民営化を実施させていただき、さらに現在2園について取り組み中でございます。いずれも30人の定員増の取り組みを進めさせていただいております。

**【委員】**

平成28年4月頃に、人口といいますか、子どもの人数が増えていると考えておられますか。

**【事務局】**

枚方市におきましては、就学前児童数については、現在、約22,000人ですけれども、年々数百人単位で減少しております。ただし、平成20年度のリーマンショック以降、社会の経済状況の影響により、枚方市の保育需要については、右肩上がりです。これにつきましては、今後もしばらくこの傾向が続くと見込んでおります。28年度ではございますけれども、定員増の取り組みを進めさせていただきます。

**【委員】**

北牧野保育所のテリトリーといいますか、通園距離というのは、どのくらいの広さを見ておられますか。

**【事務局】**

保育所に関しましては、大抵はご自宅近くの園を選ばれることが多いのですが、今申しましたように入所を希望する児童が待機という状況になっておりますので、少し家から離れた園に入る方もいらっしゃいます。あるいは、通勤途中ということで選ばれるケースもございますので、一概にどの程度の方がというのは少し申し上げにくいところでございます。

**【委員】**

定員増で120人になるということなんですけれども、以前、説明会でご説明いただいた時に、引継ぎ期間が3ヶ月ということでお伺いしているのですけれども、場所も変わってどこに何があるのか分からない状況で120人に定員が増えて、3ヶ月というのは少し短いという気はしたのですけれども、例えば、大東市の民営化後の例で見ますと、引継ぎ期間は合計2年くらいとられて、仮設の時に1年、新設されたほうで1年というかたちでされているので、やはり仮設に移ってまた場所が変わると、普通の保育よりは時間がかかると思うのですけれども、ここで言うべきことなのか分からないのですけれども、120名にするっていうことはニーズがあるのであれば、保護者の立場として、それは待機児童等の件もあるので良いと思うのですが、その後、引継ぎ期間とからみ合わせるとどうなのかなという点で、事故等が起こってからでは遅いですし、そういった面での不安が保護者から、声として上がっています。

**【事務局】**

引継ぎ期間と定員増の関係でございますけれども、引継ぎにつきましては、次の4番の項目の中でまたご説明させていただきます。保育所待機児童は、4月が待機児童が一番少なく、3月に向けて増えていく傾向でございます。そういった中で、保育需要が枚方市ではまだまだ多く、少しでも今待っていただいている方に多く入っていただきたいというふうに考えておりますので、定員増を進めていきたいと考えております。引継ぎ期間につきましては、後ほどまたご説明させていただきますと思います。

**【会長】**

他に何かございませんでしょうか。

**【委員】**

3の1のところなんですけれども、既設保育所の建物を撤去して新たに書かれています、今の保育所には、乳児園庭というのがありまして、主に0歳児や1歳児が遊んだりしているのですけれども、それは最低基準には入らないということ聞きまして、その点はどうなっているのですか。新たにまた、作っていただけるのでしょうか。

**【事務局】**

今、国と府の基準で言いますと、乳児園庭につきましては、特段明確にその中で規定されているものではございません。ただ、保育をしていく中で引継ぎにつきましても、今ある保育を引き継いでいただくというふうに市は考えています。その中で、法人につきましても制約は確かに仮設園舎の園庭の中で園舎を建てていただくということで制約はあるかと思っておりますけれども、なるべく既設の施設を使いながら乳児園庭につきましても確保していただけるように要望を出していきますし、また、法人が決まりまして、今後法人が募集要項で募集をした後に、応募いただいた法人からの施設整備の提案や考え方も出てまいります。その中で、法人の考え方をしっかりとご審議いただいて、その上で判断していただいて選ばれた法人に、また、市から要望していきたいと思っております。

**【委員】**

それは、選ばれた時にまた言っていくというかたちになるのでしょうか。

**【事務局】**

そうですね。もうひとつは、この審議会のスケジュールをご説明させていただきますが、法人からプレゼンテーションというかたちで法人の考えを委員の皆様方に説明していただく機会がございます。その時に、委員の皆様から特に聞きたい点があれば、直接、各法人ごとに質問していただいて、法人の考え方を直接聞いていただいて、その上で審査していただくことも重要なことだと思っておりますので、また、そういう機会を活用していただけたらと思います。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【会長】**

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。それでは、続いて、資料7の4応募資格及び条件について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

それでは、4の応募資格及び条件の（1）について説明をさせていただきます。平成25年9月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。又は、児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。を条件としています。続きまして4の（2）保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。（3）法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。（4）移管前の保育内容を行事も含めて、引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、募集要項の内容に変更が生じる場合は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。（5）枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。（6）と（7）は、理事長と施設長に関する項目となります。（8）の保育所運営については、①定員についての規定です。②開所時間は現行通りとしますが、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討することとします。③保育所休所日や④の保険についても現行通りとします。⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこととします。⑥保育所運営については、本要項の「4（10）職員について」によるものとします。⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じることとします。（9）保育内容等についてでございますが、①保育内容については、保育所保育指針を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。②障害児保育を実施すること。③食物アレルギー児の対応を行うこと。④健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。⑤地域子育て支援事業を枚方市安心子育て応援事業交付要綱に基づき実施すること。⑥については、民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けることとします。また、計画的な職員研修の実施等、保育士の質が下がらないよう積極的に保育の質の向上に努めることとします。次に⑦その他で



ございますが、北牧野保育所では行われていない法人独自の考え方を提案していただく項目です。例えば公立保育所では行っていない完全給食の実施、その他、園行事など法人の考えを示すこととしていきます。次に、(10)の職員についてでございます。①保育士の配置については、大阪府条例を遵守するほか、市の補助制度に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすることとします。②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。③看護師を配置すること。また、国の制度に沿った病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することとします。④北牧野保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討することとします。この点につきましては、保護者からも要望を受けており、これまでの事例でも積極的に採用していただいております。⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。⑥大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることとします。次に、(11)の引継ぎについてでございます。①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこととします。②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととし、期間終了後も市の求めに応じて懇談を行う場合があるとしています。③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、北牧野保育所を訪問し、年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含め保育内容等の確認を行うこと。この点は、これまでからも行ってきておりますけれども、今回、保護者からの要望を受けて追加した項目です。さらに、北牧野保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととします。④平成27年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置することとします。共同保育の期間については、保護者会から延長してほしいとの要望を受けていますが、これまでから3か月で行っており、今後もしっかりと引き継いでいきますので、現状通りとしています。なお、法人への現地説明会の中で要望は伝えていきます。⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けることとします。⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこととします。⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力することとします。なお、「共同保育」に係る費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。次に、(12)のその他についてですが、保護者等からの意見を踏まえ、まず①保育所名については、「北牧野」の名称を残すこと。この点についても要望を受けています。また、クラス名も同様です。②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。この記念物等のなかには、保護者会からの寄贈品など使用できるものが含まれています。③園の運営に当たっては、保護者に対して誠意を持って対応すること。④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。⑤北牧野保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。⑥保育所設置申請手続きの法人負担について。⑦は、自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。⑧家庭及び地域と連携して北牧野保育所の保育が展開されるようにということを規定

しています。

**【会長】**

ありがとうございました。今、項番4の説明をしていただきましたが、これについてのご意見はございますでしょうか。

**【事務局】**

先ほどの共同保育につきまして、ご説明させていただきたいと思います。共同保育につきましては、移管決定した法人が、民営化をしていく中で新しいクラスを担当する先生方が、事前に民営化開始される4月の前の1～3月の間に、実際に今の北牧野保育所に先生を派遣していただいて、日々の保育を引き継いでいくということになるわけです。4ページの(11)引継ぎ等についての③のところにもございますように、移管の一年前から、施設長予定者、それから主任保育士、必要に応じて保育士の先生方といったところで、企画段階からそれぞれ入っていただいて、実際に行事に参加していただいたり、保護者、子どもたちとのコミュニケーションを図っていただいたりというかたちで、保育の引継ぎについては始まっております。その間で、問題がございましたら、②にございますように、随時、三者懇談も催してまいりますので、法人、市、保護者といった中で、問題を解決していきたいとも思っています。また、今日は、小倉保育所の民営化をこの4月からしておりますが、その時の引継ぎのことも含めて所長から、説明させていただきたいと思います。

**【事務局】**

引継ぎ期間は3ヶ月というかたちになっていますけれど、それは担任が毎日続けて入るという日にちが3ヶ月ということで、4月1日から園長先生をはじめ主任の先生、それからまた、こちらに来られると分かっている先生が誕生会や行事を見に来られたり、会議には、必ず園長先生、主任の先生が参加していただいて公立の保育というのをずっと会議の中にも入っていただいてやってきました。それから、プールの時に一緒に来ていただいたり、入っていただいたり、運動会の練習風景や作品展も展示したら一緒に来られたり、担任になられる方がこちらに来られた時は、子どもたちと一緒に園庭で遊んだり、時間を過ごすということも4月から12月の間には何回も来ていただいて一緒に過ごすということをしてきました。その中で向こうの保育園の先生方も引き継ぐということで、早く子どもたちのことを知ろうとさせていただき、顔を覚えてもらったり、子どもたちの名前も少しづつですけれども覚えていただくということをしてきましたので、3ヶ月と書かれていますが、それ以外にも何回も足を運んでいただいて親しくなるということをしてきましたので、安心していただいていると思っております。また、引き継いだ後の4月から園に足を運びまして、保育のことがきちんと引き継げているかどうかの確認をさせていただいておりますので、またそれを現在の所長の方でやっていただくことになると思います。

**【事務局】**

中宮保育所と北牧野保育所を今回、同時期に民営化をさせていただくということで、選考の手続きをさせていただいているわけですが、一年前に全く同条件で宮之阪保育所の民営化の

手続きを行い、今皆さんが行っていただいている選定審査会と同じことを一年前に行っていたいて、今ちょうど引継ぎの期間に入っているところでございます。その中で、新しい園長先生になれる方であったり、主任の保育士であったり、その他、行事ごとに先生方が、大体平均すると1週間に1、2回の割合で宮之阪保育所に来ていただいているということで、今回の書類審査、プレゼンテーションの中で各法人から引継ぎの考え方も出てまいりますので、そういったところも各法人がどういうふうな考え方で引継ぎをしていこうと考えられているのかということも審査していただいて、不明な点はまた、直接聞いていただけたらと思います。先ほど、言っていたのですけれども各法人さんが民営化を受けたいという思いで、各園さん共々手を挙げてこられますので当然熱意がございます。そういった中で、どこが一番良いのかというところを審査していただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### 【委員】

すごく丁寧にされていて、3ヶ月でもできるということなので、私は一保護者として、今行っている子どもたちの安全を第一に考えて、定員増に関しましては、待機児童をなくす点に関しましては、それをするには必要だと思うのですけれども、引継ぎ期間を延ばせるのであれば延ばしたいというのが本音であります。まだ少し不安は残るのですけれども、これまでの経験から大丈夫であったということですので、事故はないということですので、その点は仕方ないのかと思っています。あと障害児保育なんですけれども、今巡回相談というのをされていると思うのですけれども、三者で行う巡回相談というのは、民営化後もされるのでしょうか。

#### 【事務局】

今までの民営化園でも今と同じように公立保育所で行っていただいている巡回相談というのは行っていますし、北牧野保育所でも行います。それは、これまでと変わりございません。今までこの募集要項の中では、4ページの②の障害児保育を実施することという記載だけでありましたけれども、今回そういったご意見等々いただいておりますので、(11)の③のところで、付け加えさせていただいた点が1年前からというところで、実際に障害等の配慮を要するお子さんについての巡回相談の時にも立ち会って、事前に1年前からよくお子さんとのコミュニケーションの状況も把握して、きちんと4月から円滑に保育ができるようにと、これまでもしていただいていたのですけれども、それを明確にするためこの箇所に付けさせていただきました。

#### 【委員】

今までどおりということで今おっしゃったんですけれども、私立のほうでは、今、保護者と先生と保健センターの方が来られていますが、二者になるという話を少しお聞きしたのですが、そちらのほうはどうなるのでしょうか。

#### 【事務局】

言い方が私立の場合と公立とでは言葉が違って、公立は巡回相談という言い方をしているのですけれども、民営化した園につきましては、今まで公立で行っていた巡回相談をそのまま引継ぎさせていただきます。

**【委員】**

そのままですか。

**【事務局】**

そのままです。

**【委員】**

三者ですか。

**【事務局】**

三者です。

**【委員】**

(10)の職員についての④の北牧野保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討することということで、ここに「積極的に」を入れていただけたらありがたいと思うのですがいかがでしょうか。

**【事務局】**

検討させていただきます。

**【委員】**

お願いします。

**【会長】**

よろしいでしょうか。それでは、次に続きの説明を事務局からお願いします。

**【事務局】**

次に、5の保育所運営申込書等の配布につきましては、募集要項決定後に速やかに手続きを行いまして配布をしていきたいと考えております。配布日時は、平成25年9月13日(金)から10月28日(月)までとします。募集要項や様式につきましては、市のホームページからダウンロードして入手していただきます。また、子育て支援室のホームページ及び子育て支援室での配布になります。6の申込受付及び場所につきましては、平成25年10月18日(金)から10月28日(月)までとし、子育て支援室への持参のみの受付とします。また、今回は、仮設園舎用地が借用する土地になりますために、法人との認識を高めまして、円滑な移行を行えるよう、法人には9月29日開催の現地説明会への参加を今回から義務付けています。次に、7の提出書類ですが、別紙資料8の「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類としております。別添で、用意しておりますので、後ほどご説明させていただきます。次に、先ほども少し触れておりますけれども、法人募集に当たりまして、8説明会の開催及び現地見学会につきましては、これまでと同様に現地での説明会の開催を行います。ま

た、見学会は保育に影響が出ないよう9月29日の日曜日を予定しております。こちら午前9時半からと書いておりますけれども誤植がありまして、午後からを予定しております。9は、募集した条件等について法人から質問とその対応をまとめた項目となっております。次に、10.の選考及び決定等ですが、これは直接選考に関わってくる話でございますが、(1)本選考会議において審査、選考していただき、その結果を踏まえ枚方市が決定いたします。(2)選考は、提出された書類の審査及び理事長等によるプレゼンテーションの実施によりまして、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選考していただきます。また、その内容については、会議録として、後日公表いたします。(4)応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定いたします。(5)選考結果につきましては、法人決定後、市のホームページで公表いたします。(6)応募メー切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。(7)の提出書類の情報公開についてということになります。(8)法人選考後、選考された法人の様式9〔提案内容概要書〕につきましては、保護者等への説明資料として活用いたします。様式は後ほど説明させていただきます。続きまして、参考資料ですが、8ページ、9ページは北牧野保育所周辺の位置図や仮設園舎予定地の図となります。10ページは、北牧野保育所と仮設保育所用地の概況となります。11ページ以降につきましては、この募集要項で規定している各種要綱となっております。資料7の募集要項に関しては以上の説明となります。

#### 【会長】

ありがとうございます。今資料7の5保育所運営申込所等の配布から最後までしていただいたわけですが、ご意見のある方ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、資料7につきましては、以上としたいと思います。引き続きまして、資料8の説明を事務局からお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

それでは、資料8になります。枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)になります。それから、応募法人から提出を求める書類といたしましては1から22までということで、1つ目の保育所運営申込書につきましては、様式1としております。2つ目の応募にいたる動機・目的につきましては、様式2としております。3つ目の運営法人の経営方針や保育所運営方針については様式3としております。4つ目といたしまして、様式4の保育所事業計画書に、保育所事業の色々な項目について記載をしていただくこととしております。様式4をご覧ください。この中身につきましては、大項目1の保育所運営については、保育理念や定員、開所時間など6項目としております。2ページ大項目2の保育内容等については、保育内容、障害児保育、食物アレルギーなど8項目について記載しております。4ページ大項目3の職員については、保育士配置や採用及び構成など5項目について記載しております。5ページ大項目4の引き継ぎ等についてのところです。引き継ぎでは、保護者説明会や三者懇談会など5項目、6ページ5その他として、保育所名や保護者への対応など6項目になります。資料8、1ページ目にお戻りください。次に5つ目の保育所整備計画書ですが、こちらは様式5になります。新たな保育所と仮設保育所に関する基本的な整備計画・整備内容等についての考えを記入し

ていただきます。前回の宮之阪保育所の時は、図面を用意する法人も有りましたが、短期間に条件もわからない状況で作成された内容は、不確実な部分もありますので、それを基に審査することは、公平性の観点から難しいと考えまして、今回は、※2としまして審査の対象とはしない旨を規定しております。6つ目の資金計画書ですが、こちらは様式6になります。今回、新たな保育所と仮設保育所の整備ということがありますので、整備に係る資金の負担がありますので、資金の調達方法などについて、記載していただくこととしております。7つ目の法人理事長及び施設長予定者の履歴書ですが、こちらは様式7になります。これは法人理事長と施設長予定者の履歴書をそれぞれの様式で提出をしていただきます。8つ目の財産目録ですが、こちらは様式8になります。これは法人の財産目録を提出していただきます。9つ目に、これらの提案内容の概要としてまとめたものとして、様式9としています。これを見ていただきましたら、提案内容がコンパクトにわかるようになっていきますので、保護者説明会などで活用していく考えです。10番目は応募状況報告書で、今回は、同時期中宮保育所と北牧野保育所を公募いたします。法人さんの競争性を確保するために2か所の応募を可能としております。そのため、各法人の応募状況を確認するための報告書となります。以上1から10までが様式として定めているものでございます。それ以外の提出書類といたしまして添付11から添付22までがあります。11が本部会計の貸借対照表、12が施設会計の貸借対照表、13が本部会計の決算書一式、14が施設会計の決算書一式、15が本部会計の予算書一式、16が施設会計の予算書一式、17が法人調書。18が保育所調書。これらは法人が、大阪府などの法人指導課に提出したものとなります。19は直近の大阪府法人指導監査の結果と回答文書の写し、20の法人定款、21として応募法人が現在、運営している保育目標、保育内容がわかるものとしております。パンフレット等でも差し支えないとしております。次に、22としまして応募法人が現在、園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアルの以上の書類を提出していただくこととしております。説明は以上です。

#### 【会長】

この移管に関わる提出書類について、説明をしていただきましたけれども、それについて、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

#### 【委員】

先ほどの要項のところにも入ると思うのですが、給食のことがあまり書かれていなくて、調理方法や以前にもニュース等であったように、業者が外国産など色々な問題点でそれって基準というのは要項やこういうところに入らないのでしょうか。

#### 【事務局】

どういった内容のものを提供されるのかといったところにつきましては、今の北牧野保育所を出していただいている献立を、納入先の業者については移管先の法人に伝えていきます。法人も当然、調理員を雇用していただいて、調理をしていただきますので、基本的には現在行っている調理をそのまま引き継いで、これまで行ってきていましたので特段具体的などころまではこの中では記載はしておりませんが、その中で調理のことも含まれておりますので、そういっ

たことを引き継いでまいりたいと考えております。

**【委員】**

要項に入れなくても大丈夫ということですか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

わかりました。給食のことを入れていた方が、法人の方も分かりやすかったりすると思います。

**【事務局】**

今、おっしゃっていただいていることは、当然、保護者の皆さんからしたら心配されることだと思います。今、おっしゃっていただいたことについては、現地説明会の中で、きちんところから職員配置につきましても決まっておりますので、きちんと人数について確保していただいて、給食について、こういうかたちで市の方は考えていますのでということは伝えていきます。

**【委員】**

例えば、業者さんで心配なのは安いところや外国産に頼られないかなというのが、やはり本当に実際心配なんです。業者さんというのは、民営化後、そこの方におまかせということになるのでしょうか。メニューは同じだとしても。

**【事務局】**

基本的には、移管を受けた法人が選ばれるのですけれども、ただ、なかなか納入先というのは見つけるのも大変なんです。今、通常は今納入している取り引き先、そこは市と同じですので、なおかつ献立も市の献立を提供していますので、そういったところで同じものを使って調理をしていただくことになると思います。我々としたら民営化後も内容が変わるということはないというふうに思っているところです。それを引き継いでいただくということで、こちらの方からも伝えていきます。

**【委員】**

やっていただくのはすごいありがたいのですが、改めて要項につけ足しても良いのではないのでしょうか。それは、やはり大事なことですから、言っていただくだけではなく。

**【事務局】**

調理についてもというところをこの中でどういうかたちで入れるのかというのは、また検討していきたいと思えます。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

**【委員】**

この申込書は手書きですか。

**【事務局】**

いえ、ワードの形式で市のホームページからダウンロードすることができますので入力をされてくるところがほとんどです。ただ、場合によっては、法人によっては手書きで提出されるところもございます。

**【委員】**

私たちが読むときに読めるかどうかというのが気になります。

**【事務局】**

やはり、審査していく上で読めないというのは審査していく一番最初のところでつまづく部分だとは思いますが、そういったところがないように、現地説明会の中で法人の方には伝えていきます。

**【委員】**

先ほどの食育の件なのですけれども、要項について検討していただけるということですが、今の北牧野保育所で枚方市がすごく素晴らしい食育や手作りのおやつをされていて、私たち保護者はすごく有り難いのですけれども、またそういう風な要項の例があるので良かったらまた会議終了後に見ていただいて、この要項を検討していただければと思うのですが、見ていただけますでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、資料8の「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」の説明をお願いします。

**【事務局】**

資料8の裏面をご覧くださいと思います。Ⅱのプレゼンテーションについてでございます。枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会が選考にあたって、プレゼンテーションを実施いたします。プレゼンテーションの出席者は、3名以内としております。また、プレゼンテーションには施設長予定者は必ず出席してもらうよう要求しております。プレゼンテーション用資料は、3日前（土日祝を除く）までに12部提出していただきます。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て支援室までご連絡ください。なお、プレゼンテーションの日時については、各応募のあった法人に後日、連絡します。以上です。



**【会長】**

それでは、プレゼンテーションについて説明していただきましたが、この件について何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、案件①について、ここで審議を終わりたいと思いますが、先ほどお話がありました食事に関する文言で、積極的にという文言を入れるかどうかということと、もう一点調理業務、方法についても検討するとありましたので、それについて事務局と私の方で相談させていただくという、私の方に一任をさせていただくという了解をいただけますでしょうか。

(異議なし)

**【会長】**

それでは、そのようなかたちで進めさせていただきたいと思います。募集要項につきまして、色々ご意見を頂戴しましてありがとうございます。では、案件1につきまして、審議を終了したいと思いますので、この後案件2につきましては、非公開と先ほど審議をしていただきました。それに基づきまして、傍聴の方は申し訳ございませんが、ここで退出をお願いしたいと思います。それでは、次に、案件②の運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法についての内、選考基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、資料9の運営法人選定審査会選考基準（案）をご覧くださいでしょうか。この選考基準案の確認する内容につきましては、先程ご確認いただきました募集要項の各項目と一致した内容となっております。それでは、表の見方について説明させていただきます。選考基準といたしまして、募集要項の内容を、大きな事項として1から7に括り、整理しております。1応募法人の経営等に関する事項、2保育所運営に関する事項、3保育内容等に関する事項、4職員体制に関する事項、5引継ぎに関する事項、6保護者への対応に関する事項、7保育所整備に関する事項です。この括りの中に、それぞれ募集要項の内容に応じて事項を設けております。この事項につきましては、それぞれ47項目ありまして、左端に1～47までの番号をつけております。要求事項番号の次の列（欄）は、（資料7）運営法人募集要項に記載している項番を示しています。例えば、番号3です。ここの募集要項の欄には4.（2）とあります。それでは、資料7募集要項の3ページをご覧ください。4. 応募資格及び条件、（2）保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることを指します。募集要項と見比べていただく時の目次代わりとして使っていただければと考えています。募集要項の内容は、概ね関連する番号を付けていますが、資料7の3ページをご覧ください。まず、（8）⑤ 施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。それから次に、5ページをご覧ください。（12）② 保育所内に設置されている卒園製作の記念物等を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。⑧ 家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。これらは、応募された法人の考えを求めるというより、決定した法人と協定書等で約束する項目と考えています。また、⑥ 保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。以上の4つの項目につきましては、資料9の選考基準の中には設けておりません。続きまして、次の欄は、確認書類等です。確認していただく内容がどの書類、様式に示されているのかを表示しています。法人に提出していただく、各提出書類の様式にも左端にある番号と同じ番号をつけていますので、審査の時にどの様式に法人の考えが記載されているのかを探すときの目次として活用していただきたいと思

います。なお、中には、27番のように、書類の他に、プレゼンテーションとあわせて確認していただく項目もあります。次の欄は、事項区分です。これは、各項目が確認事項か提案事項であるかを表しています。この確認事項と提案事項の違いですが、例えば、確認事項は、要項の中で、保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。と言ったように、「〇〇すること」といった条件付けをしている項目があります。その条件を満たしているかを確認していただく必要があるため確認事項としています。確認事項に対して、提案事項は、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。など法人に検討を促し、どうするのか法人の考えを聞くような項目が該当いたします。続きましては、「確認する内容」の欄です。審査するときのポイントを要項の内容に基づいて表示しています。最後に配点の欄としております。なお、配点は、2、1、0を基本に採点していただきます。採点につきましては、2ページ一番下の囲みにあります「採点にかかる注意事項」をご覧ください。確認事項を満たしている場合は、1点。確認事項を上回る場合は、2点。確認事項を下回る場合（基準を満たしていない場合）は0点としています。そのため、確認事項では1点を標準としています。ただし番号4につきましては、保育所整備資金や運転資金の項目となります。新たな保育所の整備や仮設保育所の整備をしてもらう必要がありますので、ここは重要な項目であり、ここは点数が3倍になっております。また、番号43、44についても新たな保育所の整備や仮設保育所の整備計画となっているかを確認する重要な項目となりますので、点数を2倍にしております。また、1点のみの表示している項目があります。これは、必須事項としています。そのため必ず実施していただかないといけない項目となりますので、実施することが確認できれば1点の評価ということになります。例えば、番号7（90人定員となっているか）や9（開所時間は、7時から19時となっているか）などが該当します。次に、提案事項の採点は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点としています。また、提案事項につきましては基本的に0点を標準としております。なお、提案事項は、全部で8項目あります。また、配点欄全体をご覧くださいなのですが、各項目で、基準となる点数に網かけをしております。例えば、確認事項では、1点に、提案事項では、0点に網かけをしております。次に、採点に際しましては、確認書類等の欄にお示ししています様式等の内容でご確認後、採点をしていただきますが、仮に書類で確認できない場合がありましたら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認ということになります。次に、2ページ一番下をご覧ください。配点についてということで、満点は100点になります。次に、その下になりますが、仮に確認事項はすべて満たしている（この場合、すべて1点であった）。けれども提案事項で提案がなく加点が0点の場合は合計で45点となります。資料9については、以上となります。

#### 【会長】

それでは、選考基準（案）について説明していただきましたが、これについて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、これについては（案）どおり進めていただくということをお願いしたいと思います。続きまして、資料10選考方法について事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、資料10「選考審査の手順について(案)」をご覧ください。選考審査の手順としましては、大きく4つに分けております。1つ目は、書類審査です。2つ目は、プレゼンテーションです。3つ目は、運営法人の選考になります。最後に報告書としてまとめていただきます。それでは、1つ目の書類審査の欄をご覧ください。「提出書類」の説明になります。これは、応募のあった法人の提出書類を事務局から内容の説明を行います。次の段階としては、「選考審査表」(仮審査用)です。書類審査の段階ですが、各法人の提出書類を「選考基準」に基づき採点を記入していただきます。採点の途中で、不明な点等は、適宜質問をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきます。次の段階としまして、選考審査集計表(仮集計)の段階になります。採点していただいた各委員の採点を、事務局で仮集計し、委員の皆様にご名前を伏せて配付させていただきます。例としまして、次のページをご覧ください。表は、右側に、各委員ごとの採点結果を集約しております。一番右に、採点の集計結果として、合計を設けております。項目数が多いため、総合計は裏面の3ページの下になります。この例の採点内容につきましては、後ほど、説明させていただきますので、今は、全体の構成を見ていただければと思います。それでは、1ページ目にお戻りください。続いて、2. プレゼンテーションについてです。プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたらプレゼンテーションの項目について採点をしていただきます。プレゼンテーションの中で、書類審査時に、一定確認できなかったことや、やり取りの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただけるようにと考えております。プレゼンテーション後は、再度、仮集計をさせていただいて書類審査と同様に、事務局で仮集計を行い、その結果を基に意見交換をしていただきます。意見交換が終わった後に、最後、3. 運営法人の選考の段階に移ります。法人の選考というところで選考審査表も本審査用ということで、タイトルをかえさせていただきます、新たに最終の採点をさせていただきます。次の選考審査集計表の段階に移ります。これまでの選考審査集計表と同様に、本審査結果の集計表にまとめたものを配付します。その結果を基に法人を決定する訳ですが、その方法として、「選考審査集計表に基づき、以下の3つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。①基準点合計が315点以上を満たしている。これは、45点×7人の合計です。②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人(例としまして: 2法人の応募があり、総合計が甲法人560点、乙法人530点の場合とします。)この場合、甲法人の総合計が高いということになります。次に、③委員ごとの総合計を比較し、最も多くの委員が「甲法人」に最も高い点をつけた場合、ただし、総合計が同点の委員は、「甲法人」を選んだものとします。また、事例としまして、2法人の応募があった場合と3法人からの応募があったケースを下に表で示しています。いずれの場合も甲法人を選んだ委員が最も多いので、この場合は、①の総合計が最も高い法人と②の最も多くの委員が選んだ法人の両方の条件を満たしていますので、甲法人の決定となります。なぜ、このような手続きを行うのかというと、3ページをご覧ください。この資料の中では、例としまして、2法人の応募があった場合としています。7人の委員で採点をしていただいた結果、総合計が573点で乙法人が最も高い点数になっています。次に、その左横の各委員の総合計を見ていただきたいのですが、G委員以外の6人は、甲法人を選んでいますが、しかし、これは、あくまでも例として、かなり極端な例で作成していますが、G委員1人が、甲法人に0点、乙法人に100点の数をつけるというような採点を行った場合、他の委員の結果より総合計の点数結果がG委員1人の結果に優先されるということが、あり

得るということを表しています。実際には、このようなことは起こり得ないと、思っていますが、選考方法の制度上の中では可能でありますので、このような形で、法人を決定するのは避けたいと考えています。皆さんの採点する基準のレベルを合わせていただきたいと思いますので、また、最初のページをご覧くださいなのですが、1. 書類審査及び2. プレゼンテーションの各仮審査後の意見交換の段階で、このような極端なことが起こらないよう、意見交換を行っていただければと思います。そのため、実際には、3. 運営法人の選考の段階では、ほとんどの場合、①の基準点合計（315点以上）を満たしており、②の各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人と、③の委員ごとに総合計を比較し最も多くの委員が「甲法人」に高い点をつけた（選んだ）法人の3つの条件を満たすことになると思います。そのため、万が一の場合に備えてということで、①と②と③の条件を満たす場合を条件に法人を決定するという方法を提案させていただいております。以上、資料10についての説明を終わらせていただきます。

**【会長】**

ありがとうございました。今、選考方法（案）について、事務局から説明をしていただきましたが、これについて、ご意見、ご質問がございますでしょうか。

**【委員】**

今、こういう採点方法を見させてもらって、思いついてしまって申し訳ないのですが、プレゼンテーションのところか、先ほどの資料9の段階で言うべき質問だったと思うのですが、食事の件なんです、プレゼンテーションの方か、この基準のところ、別枠で設けていただけたらと思います。

**【事務局】**

どうかたちで設けさせていただくのか、そういった調理の部分を入れさせていただくのかというのは、また既存の部分の修正になるのか、別枠になるのかといったところは、また会長と調整させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【会長】**

そういうことでよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

**【委員】**

各委員が採点を行う際の最低基準、判断基準について、私と他の方の価値判断が違うかもしれない。その時には、私個人の判断で見えていて、全体が整合性とれていれば良いということでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃっていただいているとおりです。各委員の皆様の価値判断で点数をつけていただいたらいいと思っております。ただ、極端な例で示させていただいたのは、やはりこの審査基準のところでは、例えば先ほどの資料9の中で見れば、1点だけ、例えば資料9の7のところであれば、定員が90人になっているか、ただし、28年4月1日までに120人の定員となっているか、誰が見てもなっているということが書かれている場合には、1が入るはずなのですけれども、0と書かれている方がいらっしゃったら、そこは、皆さんの中でそういった極端な例があった時に、意見交換をしていただいで個々の尺度と言いますか、価値判断の整合を図っていただけたらと、そのように思っております。基本は、今おっしゃっていただいたように、個々の判断でつけていただくというのが原則でございます。

#### 【会長】

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。それではこの選考方法についてですが、先ほど言ったような検討課題であったわけですが、それはご理解いただいたように私たち事務局で相談させていただくということで進めていきたいと思っております。概ね事務局案で了承されたと思っておりますので、案件2につきましては、この事務局案で原則は進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、次に選考に関わることで事務局から何かございませんでしょうか。

#### 【事務局】

事務局から、お願いがあります。次回の第2回審査会から、選考を行っていただきます。その際、公平な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、審査委員としましては、利害相反の恐れがありますので、まず、採点に関しましては、ご辞退いただくことが適当ではないかと考えております。いかがでしょうか。公募してみないとわからない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選考の前に、その様なケースに該当する場合は、お申し出いただきまして、この場で、ご確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取扱いについては、改めて、ご審議いただければと考えています。この点につきまして、公募に先駆けまして、ご審議をいただく必要があるのではないかと考えておりますので、ご提案させていただきます。

#### 【会長】

ただ今、事務局から提案がありましたように、現時点では、まだ、どの法人から応募があるのか、わからない状態ですが、公募前に、公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応を、はっきりさせておきたいと思っております。そういう意味でエントリーした関係者等がおられましたら、事務局の説明のとおり、判断をしていきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 【会長】

はい。それではそのように進めていきたいと思っております。それでは、その様なことが生じるかは、

現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願いいたします。以上で、選考方法については、おおむね、事務局案で了承されたかと思います。なお、次回、第2回の書類選考の前に、もう一度、皆さんと選考方法については、応募法人の関係者に該当するかを含めて、ご確認を行いますので、よろしく申し上げます。ここで再度、委員の皆さんにお願いしますが、本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づいて、次回、採点を行うこととなりますが、今後、法人の募集を行う際に、本日の内容が外部に漏れるようなことがありますと、公平な選考を妨げることとなりますので、最初にも申し上げましたけれども、改めて委員の皆様には守秘義務が課せられていますので、くれぐれもご注意申し上げます。それでは、事務局から、法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、資料11の今後のスケジュール（案）をご覧ください。募集要項で説明した部分につきましては、省略しながら説明させていただきます。9月13日から応募書類の配布を開始いたしまして、10月28日に応募申請を締め切ります。その後、書類審査に向けて書類の準備をさせていただきます。11月13日予定の第2回選定審査会の場で、書類審査を行っていただきたいと思っています。また、第3回は法人の応募が多かった場合ですけれども、11月19日の火曜日を考えております。プレゼンテーションと選考という事で第4回になりますけれども、12月7日を予定しております、法人数にもよりますけれども恐らく1日かかると思っております。今、仮にこの日程を入れさせておりますけれども、皆様のご都合を教えてくださいまして調整させていただけたらと思います。

#### 【会長】

ただ今から次回以降の日程調整を行いたいと思っておりますので、会議は一旦中断させていただきます。それでは、事務局よろしく申し上げます。

(スケジュール調整)

#### 【会長】

それでは、会議を再開します。書類審査ですけれども11月13日と19日、応募法人締切からいくつならどうするのか、それとも当日13日に作業してみて委員の皆様方の審査の状態を見て、19日を使うと判断されるのか、その辺はいかがでしょうか。

#### 【事務局】

まずは、予備日というかたちで19日の3回目を確保していただきましてありがとうございます。今、会長からもご提案をいただいたわけですが、こちらの方からしますと、これまでは1法人あたり、大体、書類審査につきましても1時間程度の持ち時間で審査していただいて、もし仮にその中でやはり採点するのに個人差というのがどうしても出てくるかと思っております。そこで、足りない部分、1時間で補えない部分であれば次のプレゼンテーションまでに審査していた

だとか、次の第3回までの1週間の間で随時来ていただいて、点数をつけていただくとかいう方法が可能なのかと思っております。そのところもまた事務局の方から、方法については提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、また皆様の方でどういう方法が良いのかということの冒頭にお決めいただけたら良いかと思っております。例えば、各法人ごとに、一律こういう点を注意してくださいということで事務局の方からご説明させていただいて、その上で各々のペースで採点していただくというのも一つの方法だと思います。そこで最後の3回目の時に、もう一度集まっていたいただいて、そこで仮集計をしていただいで確認をしていただくという方法もあると思います。時間を決めて3回目の時に、仮集計をさせていただいてという方法もできるかと思っております。そういったところはまた、応募法人数にもよって変わってくるものかと思っておりますので、また2回目の時の冒頭でご提案させていただいて、皆様からのご意見をいただいで進めていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【会長】

それでは、日程調整につきましてはこれでよろしいでしょうか。それでは、会議を再開させていただきたいと思っております。日程調整につきましては、事務局から改めて説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、11月13日(水)に18時30分から第2回選定審査会を行わせていただきます。選考審査の手順を再度、ご確認いただいた後に、書類選考を行っていただきます。また、応募がありました法人1件ごとに事務局が申請書類等を説明させていただいてから、仮審査をしていただきますので、法人の数だけこういった作業が繰り返し行われることとなります。会議としましては2時間の予定と考えておりますけれども、終わらない可能性も出てくるかと思っております。第2回で終わらなかった場合、続きは11月19日(火)の第3回選定審査会で行っていただきます。書類審査につきましては、11月13日(水)、予備日としまして11月19日(火)ということでさせていただきたいと思っております。また、12月7日(土)がプレゼンテーションとなります。応募のあった法人と日程調整させていただいて、委員の皆様の中で、法人が運営する保育園の見学を希望される場合、見学会をこのスケジュール(案)の中の11月25日(月)の週で調整させていただきたいと思っております。その前の週の11月20日(水)には、一旦見学会の申し込みを締め切りさせていただきまして、この25日(月)から30日(土)の間で調整させていただきたいと思っております。どうしてもこの日が都合できないということがありましたら、また相談していただければと思っております。最後のプレゼンテーションと選考の日は12月7日(土)となりまして、午前9時からのスタートと考えております。先ほど説明もありましたけれども、1法人あたり質疑も含めまして約45分と考えております。応募法人の数にもよりますが、プレゼンテーションについては、5時間程度は、必要かと思っております。さらに、同じ日に法人の選考も行っていただきますので、迅速な会議運営に努めさせていただきますが、どうしても1日がかかりになると思っておりますので、恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

#### 【会長】

事務局から今後のスケジュールについて説明がありました。委員の皆さん、大変だとは思いま

すが、協力しながら次回からの審査を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、これは会長としての意見ですが、先ほど審査項目に出てきましたけれども、法人経理については、なかなか、我々では判断できない部分、難しい部分があるかと思っておりますので、法人経理の分野については、専門家の今西委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に我々に分かるように説明をしていただき、参考に理解を深めていきたいと思いますが、今西委員、事務局いかがでしょうか。

**【委員】**

承知いたしました。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【会長】**

よろしくお願いいたします。今西委員に事前審査を了承していただきましたので、事務局は、今後、今西委員と日程調整を行っていただき、事前に審査をお願いいたします。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。次回の会議日程につきまして、事務局から改めて説明をお願いします。

**【事務局】**

次回の会議は、11月13日（水）にこの同じ階にある部屋を確保させていただきたいと思っておりますので、また改めてご案内させていただきます。審議内容は、応募法人の書類審査等についてのご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。これで本日の会議は終了いたしました。遅くまで皆さんご苦勞様でした。ありがとうございました。